

電気供給業（小売電気事業等・発電事業等）に係る 課税方式及び税率の見直しについて

令和3年4月
兵庫県

令和2年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、**電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等（※1）に係る法人事業税の課税方式が見直されました。**

- ①法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（以下の②③以外の事業） *以下「所得等課税事業」といいます
②法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（送配電事業、特定のガス供給業、保険業等） *以下「収入金額課税事業」といいます
③法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（小売電気事業等及び発電事業等） →今回見直し

課税方式の見直しの概要

電気供給業については、見直し前は、収入割額によって課することとされていましたが、今回の見直しにより、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（※2）にあつては付加価値割額、資本割額及び収入割額の合算額によって、それ以外の法人にあつては所得割額及び収入割額の合算額によって、それぞれ課することとされました。

見直し対象事業	法人の種類	課税方式	
		【改正後】	【改正前】
小売電気事業等 ・発電事業等	資本金の額又は出資金の額が 1億円を超える普通法人（※2）	付加価値割+資本割+収入割	収入割
	上記以外の法人	所得割+収入割	収入割

※1 小売電気事業等…電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業及びこれに準ずるものとして
総務省令で定める事業

発電事業等…電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業及びこれに準ずるものとして総務
省令で定める事業

※2 特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。

なお、資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定は、各事業年度終了の日（仮決算に
よる中間申告にあつてはその事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあつては解散の日）
の現況によります。

小売電気事業等及び発電事業等に係る税率

◆法人事業税の税率

法人の種類	所得等の区分	税率（%）	
		令和2年4月1日以後に開始する事業年度	
		標準税率	超過税率
資本金の額又は出 資金の額が1億円を 超える普通法人 （特定目的会社、 投資法人、一般社 団・一般財団法人 を除く）	付加価値割	—	0.3885
	資本割	—	0.1575
	収入割	(0.75)	0.8025
上記以外の法人	所得割	1.85	1.9425
	収入割	0.75	0.8025

※ 標準税率の適用範囲は以下のとおりです。

資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、所得が年7,000万円以下かつ収入金額が年5億6,000万円以下の場合

※ () 内の標準税率は、兵庫県では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人収入割額の
計算に用います。

◆特別法人事業税の税率

課税標準	税率（%）
	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
基準法人収入割額	40

課税標準となる所得の算定

小売電気事業等及び発電事業等を行う法人の所得割の課税標準である所得は、原則として法人税の課税標準である所得（個別所得金額）の計算の例により算定します。

【所得の計算に関する経過措置】

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得（個別所得金額）の計算の例により算定していたものとみなします。

※ 税制改正適用前の事業年度の所得が欠損で青色申告の場合、欠損額の翌期繰越があったものとして（欠損控除も行われたものとして）、税制改正後の所得割の課税標準を算定します。

申告書を送付している法人の皆さまへ

◆ 送付している申告書について

小売電気事業等及び発電事業等を行う法人の申告は、新様式（第6号様式（その2）、第6号の3様式（その2））により行う必要があります。前事業年度に電気供給業に係る収入割がある場合は、令和3年度に限り、第6号様式（その2）の申告書（予定申告書の場合は第6号の3様式（その2））を送付しています。

※ 電子申告をしている場合等、納付書のみ送付している法人については今年度も申告書は同封していません。

小売電気事業等及び発電事業等以外の事業（所得等課税事業*、収入金額課税事業*）のみを行っている場合は、第6号様式（予定申告の場合は第6号の3様式）で申告していただく必要がありますので、送付を希望される場合はお手数ですが、管轄の県税事務所へご連絡ください。

様式は兵庫県ホームページからもダウンロードしていただけます。

【ダウンロードの方法】

兵庫県のホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>

県税 申請書等ダウンロード

検索

「申請書等ダウンロードサービス（外部サイトへリンク）」

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/navi/procList.do?fromAction=10&govCode=28000&keyWord=342>

◆ 予定申告書（第6号の3様式（その2））に印字されている税額について

前事業年度に電気供給業に係る収入割がある場合は、令和3年度に限り、予定申告書の今期の収入割に係る予定申告額全額を「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業」の収入割額（第6号の3様式（その2）⑩欄）に印字して送付しています。

小売電気事業等及び発電事業等以外に係る電気供給業を行っている場合は、お手数ですが⑩欄に印字されている金額を二重線で訂正の上、「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業」の収入割額（同⑩欄）に記載していただくようお願いいたします。

電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）以外の事業を併せて行う法人に関するQ & A

- Q1. 小売電気事業等及び発電事業等以外に、課税方式が異なる事業（所得等課税事業*、収入金額課税事業*）を行っています。法人事業税や特別法人事業税の税率の適用はどのようになりますか？
- A1. それぞれの事業について定められた税率を用いて計算します。また、標準税率と超過税率のどちらを適用するかについても、それぞれの事業の課税標準額を元に判定します。
- Q2. 小売電気事業等及び発電事業等以外に所得等課税事業*を併せて行っており、区分経理した上でそれぞれの課税標準額を算定しています。
この場合、所得等課税事業*で生じた欠損金額（個別欠損金額）を小売電気事業等及び発電事業等の所得金額から繰越控除することはできますか？
- A2. できません。小売電気事業等及び発電事業等又は所得等課税事業*に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額（個別欠損金額）に限るものとされています。